

下水道使用料金・農業集落排水処理施設使用料金を統一・改定します

〜平成25年6月分の検針分から、使用料金を統一・改定します〜

現在、久喜・菖蒲・栗橋・鷲宮の4地区で別々となっている下水道使用料金を統一・改定します。

また、久喜地区（10か所）と菖蒲地区（8か所）の農業集落排水処理施設使用料金についても統一・改定します。

下水道事業および農業集落排水事業の健全な運営を図るため、今後も効率的な経営体制の確立を推進しますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 下水道業務課管理・計画係（鷲宮総合支所2階 内線272〜274）

下水道使用料金

●使用料金統一の必要性

現在、本市の下水道使用料金は、旧1市3町の地区ごとに異なっていて、合併協定書では「合併後3年以内に統一する」とされています。

このことから、市では平成22年10月に、公募市民、下水道使用者、農業集落排水使用者、学識経験者の15人からなる久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会を新たに設置し、「下水道使用料及び受益者負担金の改定」について、諮問をしました。

その後、同審議会では、17回におよぶ会議を経て、本年7月、答申が出されました。市では、この答申を尊重しながら、望ましい下水道使用料金の統一・改定について検討を重ね、9月定例議会において「久喜市下水道条例の

一部改正案」など関連する条例・規則を提案し、可決されました。

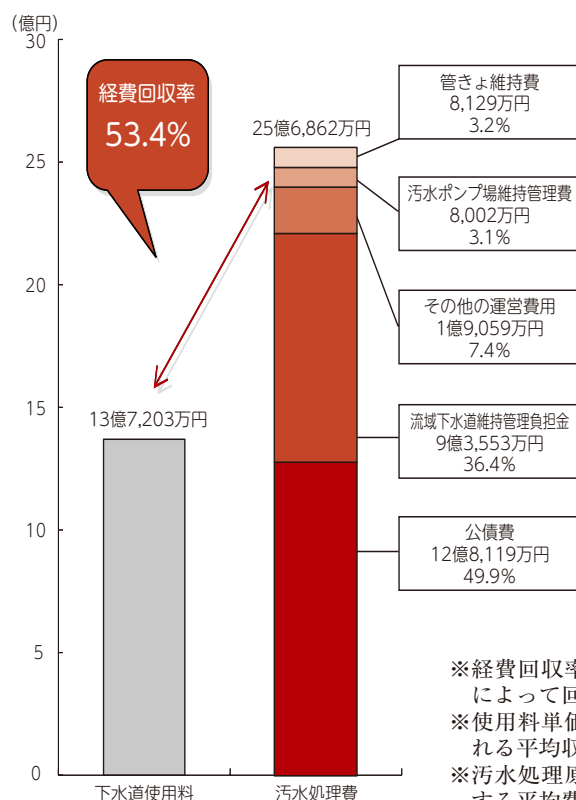
このことにより、平成25年4月1日から、平均改定率6.3%の値上げとなる下水道使用料金の統一・改定を行います。

●使用料金改定の考え方

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業として位置付けられています。経営は、自然現象である雨水を排除して浸水被害を防ぐための経費（雨水処理費）は全額公費（税金）で賄い、家庭や事業所などから排出される汚水処理に必要な経費（汚水処理費）を下水道使用料で賄う「雨水公費・汚水私費の原則」にのっとり、受益者負担の原則のもとに行っています。

現状としては、維持管理費、資本費（汚水分）ともに、使用料収入では賸えず、一般会計から多額の繰入金（赤

下水道事業の経費回収率（平成22年度）



項目	金額
使用料単価 (円/㎡)	111
汚水処理原価 (円/㎡)	208
経費回収率 (%)	53.4

<計算式>

- 使用料単価 = 下水道使用料収入 ÷ 年間有収水量
- 汚水処理原価 = 汚水処理費 ÷ 年間有収水量
- 経費回収率 = (使用料単価 ÷ 汚水処理原価) × 100

※経費回収率 = 汚水処理に要する費用を、使用料によって回収できている割合

※使用料単価 = 1㎡の汚水を処理したときに得られる平均収入額

※汚水処理原価 = 1㎡の汚水を処理するときに要する平均費用

※有収水量 = 下水道使用料の徴収対象となった水量

※万円単位で端数処理しています。

字補てん）が充てられています。

今後、市内人口が減少していくことや節水意識の高まり等により使用料収入の減少が見込まれる一方で、老朽化した中継ポンプ場や機能の低下した下水道管等の計画的な更新を図る必要があることから支出の増加が見込まれます。

今後市民の皆さんに、安全で快適

な下水道サービスを安定・継続して提供していくためには、使用料金の統一に併せ、適正な料金体系・水準を維持し、経費負担区分の原則に基づいた公正で、適切な経営を行う必要があります。

☆資本費Ⅱ下水道施設を建設する際に借りた地方債の返済費用